

【エクアドル政務・経済・外交：2025年3月】

1. 内政

(1) 2025年エクアドル大統領選挙(アバッド副大統領に対する選挙裁判所の有罪判決)

(ア) 2月27日、選挙裁判所(TCE)は、アバッド副大統領に対し、ジェンダーに関する政治的暴力があったとして、2年間の政治参画権剥奪や基本給30ヶ月分の罰金等を命じる判決を下した。その後、アバッド副大統領は、上記判決に関する詳細説明要請をTCEに対して行った。同要請を受け、3月7日、TCEは、上記判決の内容を再確認する回答を発出した。これら概要は以下(イ)～(エ)のとおり。

(イ) 2月27日、TCEは、アバッド副大統領に対し、ソメルフェルド外相に対するジェンダーについての暴力の罪により、罰金、2年間の政治参画権の剥奪、つまり副大統領職の剥奪及びソメルフェルド外相に対する公的謝罪を命じる判決を下した。アバッド副大統領は、今後2年間、選挙で候補者になることもできなければ、公職に就くこともできなくなる。

(ウ) 3月7日、TCEは、アバッド副大統領による詳細説明要請に対し、判決を肯定する回答を行った。TCEは、判決に曖昧さは何ら存在せず、憲法及び法律に基づいた判決であるとし、今次要請について、真に説明を求めたものではなく、判決に同意できないことから行われたものであると結論付けた。

(エ) アバッド副大統領は、国民投票により選出された副大統領の罷免権を有するのは国会のみであり、今次判決を不当であるとし、本件についてはOAS等も注視している等述べた。また、アバッド副大統領は、3月23日に予定されている大統領候補者公開討論会への参加に際し、ノボア大統領の休職申請は必須であるとも述べた。アバッド副大統領は、3月12日に、TCEに対して上告する見通し。上告後、TCEは担当判事を選出し、その後10日以内に判決を下すことになる。

(2) 2025年エクアドル大統領選挙(ルイサ・ゴンサレス候補の当地ラジオインタビュー)

(ア) 11日、2025年エクアドル大統領選挙の決選投票に進出したルイサ・ゴンサレス候補(野党コレア派の市民革命党(RC))は、ラジオインタビューに出演したところ、同インタビュー概要は以下(イ)～(ウ)のとおり。

(イ) 自分(ルイサ・ゴンサレス候補)は、3月5日に当地米国大使と会談し、治安分野に関する協力を要請した。エクアドルは、麻薬の生産国ではなく、流通経路となっていて、ペトロ・コロンビア大統領とも会談し、協力を要請した。

(ウ) IMFからの融資は全て歓迎すべきものであるが、人間の尊厳を守った融資であるべき。医療分野への支出削減、雇用削減等を求めるような融資は受け入れられない。自分(ルイサ・ゴンサレス候補)は、医療分野に従事する2万人近くの臨時雇用に

関し、正規雇用に移行させる予定である。これにより、雇用の安定が図られることとなり、経済は活性化するだろう。

(3)米民間軍事企業ブラックウォーター社との戦略的パートナーシップ

ノボア大統領は、米国の民間軍事企業ブラックウォーター社の創設者であり、トランプ米大統領の側近として知られているエリック・プリンス氏との戦略的パートナーシップ締結を発表した。ノボア大統領は、同氏との会談の様子を公開し、「私たちは麻薬テロ組織との闘いと違法行為を遮断するための力を強化しなければならない。」と述べた。

(4)エスメラルダス県における原油輸送パイプラインシステム(SOTE)破損

(ア)16日から同月20日、当地主要各紙等は、13日にエスメラルダス県で発生した地滑りを起因とする原油輸送パイプラインシステム(SOTE)の破損とその被害状況に関し、報じているところ、以下(イ)～(ク)のとおり。

(イ)13日18時30分、エスメラルダス県(当国北西部)に位置するキニンデ市クベ自治区にて、原油輸送パイプラインシステム(SOTE)が地滑りにより破損した。この破損による原油流出を受け、同月16日、国家緊急事態委員会(COE)は、環境緊急事態を宣言した。

(ウ)環境・水資源・生態遷移省によれば、被害は、キニンデ市のクベ自治区以外に、ビチェ区、エスメラルダ市のマファ自治区、チンカ自治区、サン・マテオ自治区、タチナ自治区等の他、アチオテ川、カブレ川、ビチェ川、ブランコ川及びエスメラルダス川に加え、エスメラルダス野生生物保護区まで及んでいる。

(エ)キニンデ市近隣のリオ・ベルデ市は、16日時点で原油はビーチまで到達した旨伝え、観光客向けのラス・パルマス・ビーチを含む、カマロネス・ビーチ、ラス・ピエドラス・ビーチ等は既に閉鎖されている。環境・水資源・生態遷移省は、キニンデ市農村部を中心に996世帯の被害が確認されたとした。また、翌日、モレノ・キニンデ市長は、今回の事故による被害者は1万5,000人まで達する可能性がある旨述べている。

(オ)これら被害に対応すべく、エネルギー・鉱物資源省は、関係省庁及びエクアドル石油公社(Petroecuador)等とも連携しつつ、採油の停止、柵及び水門を用いた原油流出の抑制に加えて、破損したパイプラインの交換等を実施している。更には、環境回復のためにも、浄化と生態系の回復を専門とする企業も協力している。

(カ)Petroecuadorは、給水タンクによる2万8,000リットルの水の提供及び影響を受けたコミュニティに対する5,000キットの食事を提供し、また保健省とも協力しつつ、住民に対する医薬品の提供や病院前救護(プレホスピタルケア)の実施に当たっている。

(キ)原油輸送パイプラインシステム(SOTE)は1972年に開設し、全長は497.7kmに及ぶ。SOTEは当国の主要パイプラインであり、36万バレル/日の原油を輸送する

とともに、当国の原油全体の60.36%を輸送している。また、炭化水素規制庁 (ARCH) は、4日間で8万9,415バレル/日が損失したとし、これは原油生産量が、19.17%減少したことを意味する。なお、今回の破損事故では全長60m に及ぶ亀裂が確認されるとともに、既に300以上の油井が閉鎖されている。SOTE の劣化及びメンテナンス不足は以前より指摘されており、2020年以降、毎年同様の問題が発生していた。

(ク) マンサノ・エネルギー・鉱物資源大臣は、今回の破損事故は当初、連日の大雨とそれに伴う地滑りにより生じたものとされていたが、破壊活動の可能性も視野に捜査しているとした。また、同大臣は、Petroecuador の職員が、ビチェ川の水門を不必要に開き、状況を悪化させた可能性もある旨述べた。

(5) 2025年エクアドル大統領選挙(アバッド副大統領に対する選挙裁判所の最終有罪判決

24日、選挙裁判所(TCE)は、アバッド副大統領に対し、ジェンダーに関する政治的暴力があったとして、2年間の政治参画権剥奪や基本給30ヶ月分の罰金等を命じる第一審判決を追認する最終判決を下した。なお、TCE手続規則第217条によれば、アバッド副大統領は、最終判決受領後3日以内(土日祝含む)に、TCEに対して、最終判決に関する説明要求を行うことができると定められている。また、同条によれば、TCEは、同要求受領後2日以内(土日祝含む)に回答する定めとなっており、同回答発出後に最終判決は確定となる。従って、今次最終判決は、最大3月29日までに確定予定。

2. 外交

(1) OAS事務局長選挙におけるラムディ・スリナム外相への支持表明

(ア) 5日、エクアドル外務省は、次期OAS事務局長選挙に立候補しているラムディ・スリナム外相への支持を表明する当国、コスタリカ及びドミニカ共和国による共同宣言を、同省HP及び同省公式SNS「X」上に掲載したところ、同宣言の概要以下(イ)～(エ)のとおり。

(イ) 民主主義開発同盟(ADD)加盟国であるコスタリカ政府、エクアドル政府及びドミニカ共和国政府は、OAS事務局長として、ラムディ・スリナム外相に対する支持を表明する。

(ウ) この支持は、安定と発展のための重要な時期において、地域の団結、多国間主義の強化、米州における民主主義的機構に対するコミットを表すものである。ラムディ外相は、共通問題の協働解決と対話推進のために、加盟国間の協力と連帯を促し、OASの新たな時代を導いていくに当たっての必要な経験及び知識を有している。

(エ) 我々は、OAS事務局長に関し、地域におけるローテーションが、組織内のより良い地域的代表性を保障するための重要要素であることを強調したい。今回、カリブの

代表が、より広く、包括的且つ効果的な方法で地域の課題に対峙するための、新しく、異なる視点をもたらしながら、OASを率いる初の機会となる可能性があるだろう。

(2)ラムディ新OAS事務総長選出に関する外務省コミュニケ

(ア)10日、エクアドル外務省は、ラムディ・スリナム外相が新OAS事務総長に選出されたことに関し、祝意を表明するコミュニケを発出したところ、概要以下(イ)～(カ)のとおり。

(イ)エクアドル政府は、任期2025年～2030年の新OAS事務総長として、ラムディ・スリナム外相が選出されたことに祝意を表明する。

(ウ)エクアドルは、ラムディ外相について、紛争解決、発展のための協力及び国際貿易という、国際場裡における幅広い経験を有する外交官であると評価している。満場一致による今次選出は、カリブの国の代表が初めて組織のリーダーを務めるということであり、OASの歴史における画期的な出来事である。

(エ)地理的政治的及び治安に関する課題が大きくなる、この国際場裡において、エクアドルは、ラムディ氏の下、より強固で団結し、加盟国間での対話と協力を促進することができるようなOASを擁護する。

(オ)多国間主義の強化は、国際組織犯罪と地域におけるその悲惨な影響や、政治、移民、治安等の問題に繋がる経済危機といった脅威に立ち向かうための鍵である。

(カ)エクアドルは、選出された事務総長の統治能力を信頼し、その統治が、組織の新たな信望に繋がるよう、協働する意思を表明する。

(3)国際組織犯罪対策における当地イタリア大の安全保障協力

(ア)国会安全保障委員会は、ジョバンニ・ダヴォリ・イタリア大使を迎え、両国間で実施されている国際組織犯罪対策の訓練及び協力活動について説明を受けた。

(イ)同会合に出席した国民民主行動同盟(ADN)のイネス・アラルコン国家主権委員長によると、同大使から、世界中に流通するコカインの72%が我が国で生産されている(ママ)との発言があった。

(ウ)同委員長は、上記発言を受け、立法機関の一員として、特に安全保障委員会から、麻薬取引や国際犯罪に対抗するための規制枠組みの構築を目指すと強調した。

(エ)最後に、同大使は、「私たちは、エクアドル当局から要請があれば、司法及び警察当局の経験に基づく協力を行う用意がある。また、私たちの取り組みは、兄弟国であるエクアドル国民への友情や愛情からだけでなく、これら問題が共通の闘いであると確信しているからである。」と述べた。

(4)ベネズエラ移民に対する特別査証発給措置の廃止決定

(ア)11日、ノボア大統領は、大統領令第560号により、ベネズエラ移民に対する特別査証発給措置の廃止を決定したところ、同大統領令概要以下(イ)～(カ)のとおり。

(イ)2011年2月25日、大統領令第679号により、エクアドル・ベネズエラ間移民憲章が批准された。同憲章は、非正規移民の撲滅を目指し、両国間の移民の正規化を

図るためのものであった。

(ウ)2024年8月23日、大統領令第370号により、同大統領令公布日から8ヶ月間のベネズエラ移民に対する特別査証発給措置が開始された。同措置は、2022年6月1日付大統領令436号による移民登録措置に続くものであり、エクアドル・ベネズエラ間移民憲章に則るものであった。

(エ)2025年3月11日、エクアドル外務省より、「ここ数週間、ベネズエラ移民の正規化プロセスの資金源となっていた、IOM及びUNHCRを通じた移民に関する対エクアドル協力において、予算の廃止や削減が生じている。」旨通達があった。

(オ)エクアドルの移民政策を現状に合わせて改定する必要があるところ、2024年8月23日付大統領令第370号を廃止する。

(カ)エクアドル外務省に対し、2011年2月25日付大統領令第679号により批准された、エクアドル・ベネズエラ間移民憲章廃止の手続きを開始するよう命じる。

3. 経済

サチャ油田を巡る外国コンソーシアムとの契約破棄

(ア)2月28日、当国政府が、国内最大級の油田生産量を誇るサチャ油田における20年間の利権を外国コンソーシアム(中国国営企業及びカナダ企業より構成)に与えるとしたものの、契約に係る前払い金15億ドルが、ノボア大統領の指定する3月11日21時までには支払われなかったことより、当地主要各紙は同契約が破綻した旨報じているところ、概要以下(イ)～(ク)のとおり。

(イ)2月28日、当国政府は、外国コンソーシアム「Sinopetrol」(同企業は「Amodaimi Oil Campany」(中国の国営企業「Sinopec」)の子会社)と「Petrolia Ecuador(カナダの企業「New Stratus Energy」の子会社)から構成)に対し、国内最大級の油田生産量を誇るサチャ油田の20年間の利権を与えることを決定した。

(ウ)これまでは、エクアドル石油公社(Petroecuador)が同油田の採掘を担い、2013年から2023年の10年間に17億4,380万ドルを投資した一方、「Sinopetrol」は、今後20年間で17億5,000万ドルの投資計画を有していた。

(エ)Petrolia社のパエス法定代理人は、今回の契約には15億ドルの前払い金を支払う必要があり、署名期限は利権譲渡の決定から30営業日以内とされていたものの、3月5日、ノボア大統領が自身の公式SNS「X」にて、前払い金の期日は3月11日21時とし、期日が守られない場合、契約は破棄との見解を示したことに対し、同発表から1週間以内に定められた資金を調達することは困難としていた。なお、15億ドルの前払い金のうち、Amodami社が9億ドル、Petrolia社が6億ドルを分担することとなっていた。

(オ)今回の外国コンソーシアムに利権を譲渡する件に関し、最初の5年間に投資総額の80%を割り当てる予定であるとともに、原油生産量は、7万7,000バレル/日

から10万バレル/日に拡大するとの見通しがあった。

(カ)他方、今回の契約内容の詳細は明らかとなっていないものの、原油生産量のうち82%が同コンソーシアム、残り18%が当国の利益として分配される等の情報が広く拡散されていた。さらには、入札もなく、外国コンソーシアムに直接利権が譲渡されることにつき、各アクターからは、不透明さを指摘する声も上がっていた。なお、今回の利権譲渡は、大臣合意により、開発・採掘のために他国の国営又は子会社に対して例外的措置を採ったものとされている。

(キ)ノボア大統領は、今回の前払い金の15億ドルに関し、治安や保健等の社会プログラムに加え、警察、軍隊や債務の支払いに充てるとし、また、パエス氏は、主に当国海岸地域における直近の大雨による水害の緊急支援金として必要であったと述べていた。

(ク)3月12日、マンサノ・エネルギー・鉱物資源大臣は、「Sinopetrol」からは、ノボア大統領が定めた期限までに前払いが実行されなかったことから、サチャ油田を巡る契約は破棄となった旨明らかにするとともに、「これ以上、話すことはない。契約期限は過ぎた。」とコメントした。他方、同大臣は、エクアドル政府はその他の民間からの投資選択も含め、サチャ油田の計画を進める見方を示した。